

審 査 基 準

令和4年2月3日作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第78条第5項
処 分 の 概 要：	道路使用許可証の再交付
原権者(委託先)：	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め：	道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	3日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	当該行為の場所を管轄する警察署交通（第一）課 又は高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先：	当該行為の場所を管轄する警察署交通（第一）課、高速道路交通警察隊又は警察本部交通規制課（電話 058-271-2424）
備 考：	